

登録品種の取扱いについて

種苗法の改正により、2022年4月1日以降、入手した種苗から自家用の栽培向け増殖をする場合は、育成者権者の許諾が必要になります。弊社取扱いのサツマイモ該当品種につきましては、以下のような対応とさせていただきます。

カネコ種苗(株) 登録品種

●シルクスweet® (PVP) 登録品種(登録名 HE306)
海外持出禁止(公示(農林水産省 HP) 参照)

●栗かぐや® (PVP) 登録品種(登録名 HL1)
海外持出禁止(公示(農林水産省 HP) 参照)

○自家用の栽培向け増殖

ポット苗

購入日より3年(当年ポット苗からの切苗増殖、その後2年間の種芋からの苗生産)までは自家用の栽培向け増殖を無償にて許可させていただきます。許諾契約は不要ですが、3年以降は苗の更新をお願い致します。(3年以降の許諾は致しません)なお、ウイルスフリーの純度や芋の特性維持の観点から、2年目までの利用を推奨致します。

切苗

購入日より3年(当年切苗からの更なる切苗増殖、その後2年間の種芋からの苗生産)までは自家用の栽培向け増殖を無償にて許可させていただきます。許諾契約につきましては、ポット苗と同様とさせていただきます。

○種苗としての増殖

「シルクスweet®(登録名 HE306)」および「栗かぐや®(登録名 HL1)」につきまして、**増殖した種苗の譲渡(有償・無償問わず)する場合は、別途許諾契約が必要となります。**弊社の許諾を受けずに種苗の譲渡を行った場合は種苗法違反となりますのでご注意ください。許諾契約についての内容や注意事項は弊社担当者または弊社のホームページをご確認下さい。



カネコ種苗(株)
サツマイモページ

農研機構様 登録品種

●べにはるか (PVP) 登録品種(登録名 べにはるか)
海外持出禁止(公示(農林水産省 HP) 参照)

農研機構様が育成した品種を自家用の栽培向けに増殖する場合は、許諾内容を確認したうえで、農研機構様の許諾を得て下さい。